

和介保第237号  
和指第265号  
令和元年7月3日  
(2019年)

和歌山市地域包括支援センター長 各位  
指定居宅介護支援事業者 各位

和歌山市長 尾花 正 啓  
(公印省略)

認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所生活(療養)介護の利用に関する承認申請事務について(通知)

平素は本市の介護保険行政に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、本市では「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)」第13条第21号(以下「法令等」という。)の規定に基づき、短期入所生活介護及び短期入所療養介護(以下「短期入所生活介護等」という。)の適正なサービス利用に資するため、当該サービスの利用日数が認定の有効期間のおおむね半数を超える場合に、介護支援専門員による承認申請及び短期入所生活(療養)介護利用計画表等の添付書類の提出をお願いし、その内容について承認・不承認の判定事務を行なってまいりました。

しかし、今般、介護事業所における業務負担軽減等を考慮した結果、令和元年8月1日以降から当該承認申請事務を廃止することとしました。

したがって、同日以降は短期入所生活介護等の利用時、認定有効期間のおおむね半数を超える場合においても承認申請を行う必要はありません。

今後は、当該サービスは居宅での利用者の自立した日常生活の維持又は家族の身体的・精神的負担の軽減を図るためのサービスであるという趣旨のもと、法令等を遵守し、当該サービスの利用が必要な根拠をケアプランに必ず位置付けるなど、適切なケアマネジメントを行った上、サービスを利用していただきますようお願いします。

なお、当該サービスの不適切な利用が認められた場合は、指導監査課が行う実地指導や介護保険課が行うケアプランチェック等で指摘を行う場合がありますので、あらかじめご承知ください。

※法令等に規定する「利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合」は、次の事例を参考にし、適切に判断してください。

- (1) 介護保険法及び老人福祉法で定める施設への入所待ちであること。
- (2) その他やむを得ない事情により、自宅での生活及び十分な介護サービスの提供を望めない状況であること。

(参考)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）  
（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）一部抜粋

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

和歌山市健康局保険医療部  
介護保険課  
担当：垂井・山田  
指導監査課  
担当：肥田